

議案第 45 号

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例

橋本市介護保険条例(平成18年橋本市条例第151号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改正後	改正前
	(保険料率)	(保険料率)
第3条 略	第3条 略	第3条 略
2	前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,300円とする。	前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度及び平成28年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,300円とする。
	(保険料の減免)	(保険料の減免)
第10条 略	第10条 略	第10条 略
2	前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。	前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の3月前の月の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
3	(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
4	第1項の規定による減免は、申請日以後に納期が到来する保険料について行うものとする。	第1項の規定による減免は、申請日以後に納期が到来する保険料について行うものとする。
	(委任)	
第12条	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	第12条～第16条 略
第13条	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。